

世田谷区告示第511号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和8年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月6日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号

42-G021-01

2 一部を廃止する起終点

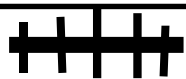
（旧）世田谷区給田二丁目1012番1地先無番から1012番1地先無番まで

（新）世田谷区給田二丁目1012番1地先無番から1012番1地先無番まで

3 廃止の期日

令和8年7月6日

# 案内図



一部廃止する区管理道路線

街区

給田二丁目13番

